

報告第2号
議案第10号～27号

令和7年2月13日

令和7年2月定例議会
条例関係議案等の概要資料

鈴鹿市個人番号の利用及び特定個人情報の 提供に関する条例の一部改正について

政策経営部情報政策課

1 改正理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されることにより、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正される。

このことを受けて、本条例において必然的に改正を要する規定整備を行ったものである。

2 改正内容

引用する法律の条項ずれを改める。(第2条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

鈴鹿市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 の制定について

政策経営部総合政策課

1 制定理由

行政手続のオンライン化を推進し、市民の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図ることを目的に、条例や規則において、書面等により行うこととされている手続をオンラインでも行うことができるよう、条例を制定しようとするものである。

2 制定内容

- (1) 根拠条例等（各手続について規定している本市の条例、規則等）により、書面等により行うこととされている申請等について、オンラインにより行うことができるよう定める。

また、根拠条例等の規定で署名や押印を義務づけているものについて、オンラインにより行う場合は、申請者の氏名等を明らかにするための他の手段をもって代えることができるものとし、使用料や手数料等の納付方法が規定されている場合においても、オンラインによる納付ができるよう定める。（第4条関係）

- (2) 根拠条例等により、書面等により行うこととされている処分通知等について、オンラインにより行うことができるよう定める。

また、根拠条例等の規定で署名や押印を義務づけているものについて、オンラインにより行う場合は、処分通知を行った者の氏名等を明らかにするための他の手段をもって代えることができるよう定める。（第5条関係）

- (3) 根拠条例等により、書面等により行うこととされている縦覧等について、電子計算機等の電磁的記録により行うことができるよう定める。（第6条関係）

- (4) 根拠条例等により、書面等により作成又は保存することとしているものについて、電子計算機等を利用して電磁的記録により行うことができるよう定める。（

第7条関係)

(5) 対面による確認が必要となる手続等、オンラインで行うことが適当でないものについての適用除外を定める。(第8条関係)

(6) 根拠条例等により、申請等に添付することとされている書面について、市の機関がその情報を入手できる場合は、添付を要しないように定める。(第9条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

鈴鹿市こども条例の制定について

子ども政策部子ども政策課

1 制定理由

本市では平成 24 年に施行した鈴鹿市まちづくり基本条例にこどもの権利を明記し、鈴鹿市総合計画や鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画において、こどもの権利を尊重するための施策を積み重ね、具体的な取組を推進してきた。

そのような中、家族形態の多様化や地域とのつながりの希薄化等の影響により、子育て家庭の孤立が進み、こどもの居場所やヤングケアラーなどの新たな課題が生じ、また、先のコロナ禍では感染拡大防止の観点から日常生活を送る上で様々な制限が設けられ、家庭において児童虐待や貧困といった問題も顕在化している。

これらの課題の解決に当たっては、こどもの声を聴き、こどもの困難を取り除き、全てのこどもが安心して健やかに育つことができる環境を整備する必要があり、日本国憲法をはじめ、児童の権利に関する条約やこども基本法の理念に基づき、こどもの権利を守り、こどもの健やかな育ちを支援し、全てのこどもが将来に夢と希望を持って生きることができる社会の実現に寄与するため、本条例を制定しようとするものである。

2 制定内容

- (1) こどもの健やかな育ちに関し、基本理念を定め、こどもの大切な権利、市の責務や保護者等の役割を明らかにし、こどもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる事項を定めることにより、全てのこどもが将来に夢と希望を持って生きることができる社会の実現に寄与することを目的とする旨を定める。（第 1 条関係）
- (2) 児童の権利に関する条約の基本的な考え方（4つの原則）や、こども基本法の趣旨に則り、こどもの健やかな育ちの支援に関する基本理念を定める。（第 3 条関係）

- (3) 児童の権利に関する条約が定めるこどもの権利のうち、特に大切なものとして保障されなければならないこどもの権利を定める。(第4条関係)
- (4) 市の責務や、保護者、市民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者の役割について定める。(第5条～第9条関係)
- (5) こどもの健やかな育ちを支援するための基本的な施策について定める。(第10条～第16条)
- (6) こどもに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画や、広報・啓発について定める。(第17条、第18条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

鈴鹿市行政組織条例等の一部改正について

総務部総務課

1 改正理由

鈴鹿市こども条例の施行を踏まえ、組織名の表記をはじめ、関係条例における「子ども」表記を平仮名表記に改めようとするものである。

2 改正内容

- (1) 「子ども政策部」を「こども政策部」に改める。
- (2) 「子ども」を「こども」に改める。
- (3) その他表記等を改める。

3 関係条例

- (1) 鈴鹿市行政組織条例（第 1 条関係）
- (2) 鈴鹿市基金条例（第 2 条関係）
- (3) 鈴鹿市児童館条例（第 3 条関係）
- (4) 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例（第 4 条関係）
- (5) 鈴鹿市人権教育センター条例（第 5 条関係）
- (6) すずかの地産地消推進条例（第 6 条関係）
- (7) 鈴鹿市まちづくり基本条例（第 7 条関係）
- (8) 鈴鹿市子ども・子育て会議条例（第 8 条関係）
- (9) 鈴鹿市いじめ調査委員会の設置等に関する条例（第 9 条関係）
- (10) 鈴鹿市特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の設置等に関する条例
(第 10 条関係)
- (11) 鈴鹿市地域づくり協議会条例（第 11 条関係）
- (12) 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例
(第 12 条関係)

4 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日（一部公布の日）

鈴鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部改正について

総務部人事課

1 改正理由

令和 7 年 4 月 1 日に施行される、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に伴い、本市においても時間外勤務の制限対象となる職員の範囲の拡大と介護休暇の取得に関する環境整備を行うものである。

2 改正内容

- (1) 時間外勤務の制限対象とする職員を「3 歳に満たない子」のある職員から「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員に改める。

(第 8 条の 3 関係)

- (2) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する、介護休暇取得の意向確認等に関する規定を新設する。(第 17 条関係)

- (3) 介護休暇の取得に関する勤務環境の整備に関する規定を新設する。

(第 17 条の 2 関係)

- (4) その他所要の規定整備を行う。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部改正について

1 改正理由

令和 7 年 2 月 6 日付けの鈴鹿市特別職報酬等審議会の答申等を踏まえ、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者及び市議会議員の給与及び報酬等の改定を行おうとするものである。

2 改正内容

(1) 給料月額及び報酬月額の改定

	改正前	改正後	差（増加額）
市長	1,058,000 円	1,090,000 円	32,000 円
副市長	816,000 円	840,000 円	24,000 円
教育長	633,000 円	652,000 円	19,000 円
常勤監査委員	510,000 円	525,000 円	15,000 円
上下水道事業管理者	611,000 円	629,000 円	18,000 円
議長	613,000 円	631,000 円	18,000 円
副議長	539,000 円	555,000 円	16,000 円
議員	485,000 円	500,000 円	15,000 円

(2) 期末手当の支給割合の改定

ア 市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者

区分	改正前	改正後	差（増加割合）
6 月	100 分の 202.5	100 分の 230	100 分の 27.5
1 2 月	100 分の 217.5	100 分の 230	100 分の 12.5
合計（年間）	100 分の 420	100 分の 460	100 分の 40

イ 議長、副議長、その他の議員

区分	改正前	改正後	差（増加割合）
6 月	100 分の 172.5	100 分の 200	100 分の 27.5
1 2 月	100 分の 187.5	100 分の 200	100 分の 12.5
合計（年間）	100 分の 360	100 分の 400	100 分の 40

3 施行期日

令和7年4月1日

鈴鹿市職員給与条例等の一部改正について

総務部人事課

1 改正理由

令和 6 年人事院勧告等に鑑み、国及び他の地方公共団体との均衡を図るため、国等の取扱いに準拠し、職員の給与を改定するものである。

2 改正内容

(1) 鈴鹿市職員給与条例関係

ア 昇給制度について、職務や職責をより重視した給与体系を導入するため、関係規定を整備する。

イ 扶養手当について、下表のとおり配偶者に係る手当を段階的に廃止し、子に係る扶養手当を段階的に増額する。

扶養親族		改正前	改正後	
			(令和 7 年度)	(令和 8 年度以降)
配偶者	行政職 給料表 7 級以下	6,500 円	3,000 円	廃止
	行政職 給料表 8 級	3,500 円	廃止	
子 (1 人当たり)		10,000 円	11,500 円	13,000 円

※上記以外の扶養親族に係る扶養手当は変更なし

ウ 通勤手当について、交通機関等に係る手当支給限度額を引き上げ、支給限度額の範囲内で新幹線等に係る特別料金を支給する規定を整備する。

エ 単身赴任手当について、採用時から手当を支給する規定を整備する。

オ 管理職員特別勤務手当について週休日以外の日における支給対象時間帯を午後 10 時からに拡大する。

カ 地域手当について、支給割合を 100 分の 11 に見直す。

キ 再任用職員について、住居手当を支給する規定を整備する。

ク 行政職給料表について、職務の級が 3 級から 8 級までの定年前再任用短時間

勤務職員を除いた号給の給料月額を改定する。

ケ 教育職給料表について、職務の級が特 1 級から 3 級までの定年前再任用短時間勤務職員を除いた号給の給料月額を改定する。

(2) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例関係

鈴鹿市職員給与条例の改正に伴い、企業職員の給与に関連する規定について、所要の改正を行う。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例関係

特定任期付職員について、特定任期付職員業績手当を廃止し、勤勉手当を支給する規定を整備する。

(4) 鈴鹿市職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例関係

鈴鹿市職員給与条例の改正に伴い、企業職員である暫定再任用職員の給与に関連する規定について、所要の改正を行う。

(5) 鈴鹿市職員給与条例（令和 4 年鈴鹿市条例第 27 号）改正附則関係

鈴鹿市職員給与条例の改正に伴い、暫定再任用職員の給与に関する規定について、所要の改正を行う。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

鈴鹿市職員の旅費に関する条例等の一部改正について

総務部人事課

1 改正理由

令和 7 年 4 月 1 日に施行される国家公務員等の旅費に関する法律及び施行令の一部改正により、国家公務員等の旅費について、経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図るための支給対象の見直し等の措置がなされることから、本市においても同様の規定整備を行うものである。

また、鈴鹿市職員の旅費に関する条例（以下「鈴鹿市旅費条例」という。）の規定整備が行われることに伴い、鈴鹿市旅費条例の取扱いに準じている鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例、市長及び副市長の給与等に関する条例、鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、鈴鹿市消防団条例、鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例及び鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についても規定整備を行うものである。

2 改正内容

（１） 旅費の支給対象の見直しのため、以下の事項を定める。

ア 自宅からの出発による旅費の支給について定める。（第 2 条関係）

イ 赴任時の旅費の支給対象について、扶養要件を廃止し、同居する家族に支給することを定める。（第 2 条関係）

ウ 宿泊費（現行の宿泊料）における職階区分を廃止する。（第 13 条関係）

（２） 条例に規定する定額と実勢価格との乖離の解消のため、以下の事項を定める。

ア 宿泊費は、定額支給から、宿泊費基準額を上限とする実費支給とし、宿泊費基準額は宿泊地の都道府県別に定める。（第 13 条関係）

イ 赴任による転居費（現行の移転料）は、新旧の在勤地の距離に応じた定額支給から、新旧の居住地間の実費支給とする。（第 16 条関係）

（３） 実態・運用に即した規定の整備のため、以下の事項を定める。

ア 普通旅費と特殊旅費の別を廃止する。(第6条関係)

イ 鉄道賃の急行料金は、現行の距離による制限(片道50km以上)を廃止し、実情に応じて支給する。(第9条関係)

ウ 車賃は、鉄道、船賃及び航空賃以外の交通費が対象であることを明確にするため、名称をその他の交通費に改めるとともに、距離による定額(1kmあたり29円)を廃止し、原則実費支給とする。(第12条関係)

エ 移動及び宿泊が一体となったもの(いわゆるパック旅行)に要する旅費種目として、包括宿泊費を新設する。(第14条関係)

オ 旅行雑費及び日額旅費を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てる旅費として、宿泊を伴う出張にのみ支給する宿泊手当(1夜あたり2,400円)を新設する。(第15条関係)

カ 家族移転費(現行の扶養親族移転料)は、職員に対する支給額を基礎として親族の年齢に応じて減額した金額を支給するものから、職員に支給する額を上限として、実費額等を支給する。(第18条関係)

(4) その他所要の規定整備を行う。

3 鈴鹿市旅費条例の一部改正に伴い改正が必要となる条例の改正内容

(1) 鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

非常勤職員の公務のための旅行について、選挙管理委員会委員、監査委員、教育委員会委員、公平委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員については市長の例による旅費を支給することとし、その他の非常勤職員は一般職の職員の例による旅費を支給することとする規定整備を行う。

(2) 市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正

公務のための旅費について、一般職の例によるものとし、宿泊基準額については一般職と別に定めるほか、所要の規定整備を行う。

(3) 鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

議長等の公務のための旅行について、市長の例による旅費を支給することとする規定整備を行う。

(4) 鈴鹿市消防団条例の一部改正

鈴鹿市旅費条例において職階区分が廃止されることから、消防団員に対する費用弁償に係る職階区分の読み替え規定を廃止する規定整備を行う。

(5) 鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正

出頭人等に対する実費弁償について、宿泊料の定額を廃止し、鈴鹿市旅費条例の例により算出することとするほか、所要の規定整備を行う。

(6) 鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

鈴鹿市旅費条例において職階区分が廃止されることから、パートタイム会計年度任用職員に対する費用弁償に係る職階区分の読み替え規定を廃止する規定整備を行う。

4 施行期日

令和7年4月1日

鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部改正について

総務部人事課

1 改正理由

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当に係る規定を整備しようとするものである。

2 改正内容

- (1) 就業手当の廃止に伴う所要の改正。(第 10 条関係)
- (2) 特例措置による地域延長給付の対象期間が 2 年間延長されることに伴う所要の改正。(附則第 7 項関係)

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

鈴鹿市手数料条例の一部改正について

政策経営部財政課

都市整備部建築指導課

環境部環境政策課

都市整備部都市計画課

1 改正理由

(1) 建築基準法関係

建築基準法の一部改正等(令和4年6月17日公布、令和7年4月1日施行)に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「省エネ法」という。）の一部改正等（令和4年6月17日公布、令和7年4月1日施行）に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

(3) 狂犬病予防法関係

令和4年6月に改正された動物の愛護及び管理に関する法律において、狂犬病予防法に基づく犬の登録申請をマイクロチップ情報の登録と一元化する「狂犬病予防法の特例」の規定が追加されました。

本市が令和7年4月1日から「狂犬病予防法の特例」に参加することを受け、所要の改正を行おうとするものである。

(4) 三重県宅地開発事業の基準に関する条例関係

令和5年5月26日に宅地造成等規制法の一部改正により、令和7年5月26日から新たな基準による規制が始まるため、同様の規定を持つ、三重県宅地開発事業の基準に関する条例が廃止される。

平成19年7月1日から権限移譲を受けていた同条例に関する手数料の廃止に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

2 改正内容

(1) 建築基準法関係（別表第5関係）

①建築確認申請や完了検査において、現行では審査が一部省略されている小規

模木造建築物について、審査・検査項目が拡大することから、建築確認申請手数料、中間検査申請手数料、完了検査申請手数料を改定する。

②住宅や共同住宅の省エネ基準への適合を確認する方法として、建築確認手続きの中で審査を行うことができる仕様基準が追加されたことから、確認申請による省エネ基準審査手数料を新たに設定する。

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係（別表第 8 関係）

①住宅や共同住宅、小規模の非住宅が省エネ基準への適合義務の対象になり、原則すべての建築物に適合義務が拡大されることから、新たに住宅や共同住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等を設定する。

②省エネ基準に適合していることの認定を受けることで省エネ性能を表示できる「表示認定制度」が廃止されることから、これに係る認定手数料を廃止する。

(3) 狂犬病予防法関係（別表第 9 関係）

「狂犬病予防法の特例」への参加によって、狂犬病予防法に基づく登録の申請をしたものとみなされた所有者は、登録手数料を徴収しないこととします。このことに伴い、手数料を徴収する事務を改正する。

(4) 三重県宅地開発事業の基準に関する条例関係（別表第 16 関係）

盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「宅地造成及び特定盛土規制法」いわゆる盛土規制法として、土地の用途（宅地、森林、農地等）に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制が行われるようになる。

国土交通大臣及び農林水産大臣が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定し、その方針の下、都道府県知事等が規制を実施する。三重県では、令和 7 年 5 月 26 日から県内全域に盛土規制法が適用されることとなり、重複適用を避けるため、三重県宅地開発事業の基準に関する条例が廃止される。

これに伴い、権限移譲を受けていた同条例に関する手数料を廃止することから、所要の改正を行おうとするものである。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日（一部 令和 7 年 5 月 26 日）

鈴鹿市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の 一部改正について

教育委員会事務局学校教育課

1 改正理由

新たな小学校の名称を鈴鹿市立天栄小学校とするものである。

2 改正内容

「(仮称) 鈴鹿市立新たな小学校」の名称を「鈴鹿市立天栄小学校」とする。

(第 2 条関係)

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

鈴鹿市人権教育センター条例の一部改正について

教育委員会事務局教育支援課

1 改正理由

鈴鹿市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する運用の見直しに伴い、
所要の規定整備を行おうとするものである。

2 改正内容

損害賠償に関する規定中「教育委員会」を「市長」に改める。（第 6 条関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

4 改正案

別紙のとおり

鈴鹿市小集落改良住宅管理条例の一部改正について

都市整備部住宅政策課

1 改正理由

市民サービスの更なる向上を図るため、令和 8 年度から指定管理者制度を導入するほか、所要の規定整備を行おうとするものである。

2 改正内容

- (1) 改良住宅及び共同施設の管理を指定管理者に行わせることができる規定を加える。(第 20 条関係)
- (2) 指定管理者が行う業務の規定を加える。(第 21 条関係)
- (3) その他所要の規定整備を行います。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日（指定管理者による管理に係る規定は、令和 8 年 4 月 1 日）

鈴鹿市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部改正について

子ども政策部子ども育成課

1 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関しては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）で定める基準に従い、又はその基準を参酌して条例で基準を定めている。

この度、同府令の一部改正に伴い、本条例においてもこれに準じる改正を行おうとするものである。

2 改正内容

- （１） 特定地域保育事業者が確保する連携施設に係る要件を緩和する。（第 42 条関係）
- （２） 特定地域型保育事業者が連携施設を確保しないことができる経過措置について、その期限を 5 年間延長する。（附則第 4 条関係）
- （３） その他所要の規定整備を行う。（第 37 条関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

子ども政策部子ども育成課

1 改正理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関しては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）で定める基準に従い、又はその基準を参酌して条例で基準を定めている。

この度、同府令の一部改正に伴い、本条例においてもこれに準じる改正を行おうとするものである。

2 改正内容

- (1) 家庭的保育事業者等が確保する連携施設に係る要件を緩和する。(第6条関係)
- (2) 家庭的保育事業者等が連携施設を確保しないとすることができる経過措置について、その期限を5年間延長する。(附則第3条関係)

3 施行期日

令和7年4月1日

鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

健康福祉部保険年金課

1 賦課限度額の見直し

(1) 改正理由

令和 6 年 12 月 27 日に閣議決定された「令和 7 年度税制改正大綱」において、中間所得層の被保険者の負担に配慮した保険料設定を可能とするため、賦課限度額の見直しの方向性が示され、国民健康保険法施行令が改正されることに伴って改正するものである。

(2) 改正内容

賦課限度額	基礎賦課分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	合 計
現 行	65 万円	24 万円	17 万円	106 万円
改正(案)	<u>66 万円</u>	<u>26 万円</u>	17 万円	<u>109 万円</u>

(3) 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

2 軽減判定所得基準額の見直し

(1) 改正理由

「令和 7 年度税制改正大綱」において、物価上昇の影響で応益割（均等割、平等割）軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、世帯人数に乘じる額の見直しの方向性が示され、国民健康保険法施行令が改正されることに伴って改正するものである。

(2) 改正内容

軽減判定 所得基準額	現行	改正(案)
7 割軽減 基準額	基礎控除額（43 万円） <u>+10 万円× （給与所得者等の数－1）（※1）</u>	現行と同様
5 割軽減 基準額	基礎控除額（43 万円）+ <u>29.5 万円</u> ×（被保険者数※2） <u>+10 万円× （給与所得者等の数－1）（※1）</u>	基礎控除額（43 万円）+ <u>30.5 万円</u> ×（被保険者数※2） <u>+10 万円× （給与所得者等の数－1）（※1）</u>

2割軽減 基準額	基礎控除額（43 万円）＋ <u>54.5 万円</u> ×（被保険者数※2）＋ <u>10 万円</u> × <u>（給与所得者等の数－1）（※1）</u>	基礎控除額（43 万円）＋ <u>56 万円</u> ×（被保険者数※2）＋ <u>10 万円</u> × <u>（給与所得者等の数－1）（※1）</u>
-------------	---	---

※1 二重下線部分は、給与所得者等（一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者）が2人以上の場合のみ。

※2 特定同一世帯所属者を含む。

（3） 施行期日

令和7年4月1日

3 国民健康保険料の見直し

（1） 改正理由

三重県により令和11年度までに県内の保険料率を標準保険料率に統一する方向性が示され、併せて本市の国民健康保険財政の安定運営を目的として保険料率を見直すものである。

（2） 改正内容

基礎賦課額の保険料率	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
現 行	7.60%	27,500 円	21,300 円
改正（案）	<u>8.37%</u>	<u>33,300 円</u>	<u>23,600 円</u>
差	0.77%	5,800 円	2,300 円

後期高齢者支援金等賦課額の 保険料率	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
現 行	2.70%	9,700 円	6,900 円
改正（案）	<u>2.80%</u>	<u>10,900 円</u>	<u>7,400 円</u>
差	0.1%	1,200 円	500 円

介護納付金賦課額の保険料率	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
現 行	2.70%	12,400 円	5,800 円
改正（案）	<u>据置き</u>	<u>据置き</u>	<u>据置き</u>

（3） 施行期日

令和7年4月1日

鈴鹿市市営住宅条例の一部改正について

都市整備部住宅政策課

1 改正理由

市民サービスの更なる向上を図るため、令和 8 年度から指定管理者制度を導入するほか、駐車場の使用料を新たに徴収するための規定整備等を行おうとするものである。

2 改正内容

- (1) 市営住宅及び共同施設の管理を指定管理者に行わせることができる規定を加える。(第 56 条の 3 関係)
- (2) 指定管理者が行う業務の規定を加える。(第 56 条の 4 関係)
- (3) 駐車場使用者の資格に、駐車場使用料を支払うことができること、使用料の滞納がないこと及び市営住宅の明渡し請求を受けていないことの要件を加える。
(第 55 条関係)
- (4) 駐車場使用の申込み、使用者の決定及び決定の取消し、駐車場の明渡し検査の事務手続きの規定を加える。(第 55 条の 2 及び第 56 条関係)
- (5) 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、規則で定める額とし、使用料の額を変更できる規定を加える。(第 55 条の 3 関係)
- (6) 特別な事情があると認める場合には、駐車場の使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる規定を加える。(第 55 条の 3 関係)
- (7) その他所要の規定整備を行う。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日（指定管理者による管理及び駐車場の使用料に係る規定は、令和 8 年 4 月 1 日）

鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

消防本部中央消防署

1 改正理由

非常勤消防団員等に係る損害補償は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に定める基準に従い、各市町村の条例で定める額に基づいて行うこととなっている。

この度、同政令が一部改正され、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額が改正されたことから、本市においても非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の補償基礎額を改めようとするものである。

2 改正内容

(1) 損害補償に係る補償基礎額の改定

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を部長、班長及び団員の 9,100 円から 9,700 円に、分団長及び副分団長を 10,800 円から 11,300 円に、団長及び副団長を 12,500 円から 12,900 円に、10 年以上 20 年未満の部長、班長及び団員を 9,950 円から 10,500 円に、分団長及び副分団長を 11,650 円から 12,100 円に、団長及び副団長を 13,350 円から 13,700 円に、最高額を部長、班長及び団員を 10,800 円から 11,300 円に、分団長及び副分団長を 12,500 円から 12,900 円に、団長及び副団長を 14,200 円から 14,500 円に引き上げる。

(2) 扶養に係る補償基礎額の加算額の改定

扶養に係る補償基礎額の加算額を第 1 号に該当する扶養親族につい

ては 1 人につき 217 円から 100 円に引き下げ、第 2 号に該当する扶養親族については 1 人つき 333 円から 383 円に引き上げる。

- (3) 損害補償の範囲、金額、支給方法その他損害補償に必要な事項について、鈴鹿市消防団員等公務災害補償条例の第 5 条から第 25 条までの規定及び別表を削除し、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の例によるものとする。(第 4 条関係)

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

鈴鹿市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

消防本部中央消防署

1 改正理由

非常勤消防団員に係る退職報償金は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令に定める基準に従い、各市町村の条例で定める額に基づいて行うこととなっている。

この度、同政令が一部改正され、非常勤消防団員の退職報償金の支給額が改正されたことから、本市においても非常勤消防団員の退職報償金の支給額を改めようとするものである。

2 改正内容

非常勤消防団員退職報償金の勤務年数区分を新たに追加する。

勤務年数区分「35 年以上」を新たに追加し、退職報償金の支給額の団員を 789,000 円に、部長及び班長を 834,000 円に、副分団長を 909,000 円に、分団長を 949,000 円に、副団長を 1,009,000 円に、団長を 1,079,000 円に定め、併せて別表を削除し、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令別表によるものとする。(第 2 条関係)

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日